

安芸市東山森林公園リニューアル計画策定委託業務公募型プロポーザル
評価要領

本要領は、安芸市東山森林公園リニューアル計画策定委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、評価点の算出方法及び候補者の選定方法を示すものである。

1 評価方法

- (1) 事業者の選定は、本要領に基づいて審査を行い、安芸市東山森林公園リニューアル計画策定委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において候補者1者及び次点者1者を選定する。
- (2) 審査は、評価項目ごとに企画提案書の提案内容とプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえて、審査員又はその代理人が評価を行う。
- (3) 各評価項目の評価点合計の多い順に各審査員がそれぞれ順位を決定し、審査員から第1位の順位を最も多く獲得した順に、参加者の総合順位を決定する。
審査員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得したものを「次点者」として選定する。
審査の結果、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得したものから順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を候補者として選定する。
- (4) 参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査員全員の評価点の平均が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は候補者として選定する。

2 審査基準

提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに次の項目を評価する。

評価項目	主な基準	配点
① 計画策定についての専門技術力	リニューアル計画策定を確実に遂行するための同種業務の実績の有無	15点
② 樹木診断に関する技術力・資格	樹木医の資格を有した技術者を配置しているか	10点
③ 業務の理解度、実施工程の妥当性	業務分担及び人員配置、業務の進捗に合わせた打合せ、円滑に業務を遂行するための体制の構築等が十分か	5点
④ 現状の把握と課題の抽出	本業務の目的や内容の理解、課題抽出の手順は適切か、具体的かつ効率的な工程等になっているか	10点
⑤ 他事例等の情報収集	森林公園の再整備・利用促進について、参考となる他事例の情報収集をすることができるか	5点
⑥ リニューアル計画策定に向けた企画力	地理的条件、市民ニーズに合ったランドスケープデザインの提案がされると判断できるか	20点
⑦ 樹木診断、樹勢回復に向けた計画	専門的視点からの樹木診断が実施されるか。また、森林環境を維持するための整備計画が盛り込まれるか	15点

⑧ 計画策定への市民参加	リニューアル計画策定の工程に市民の意見を反映させるプロセスが含まれているか	10点
⑨ 見積額	提案書に対する見積額（税込）の積算について	5点
⑩ プレゼンテーション	本業務に対する取り組み姿勢について	5点
合計		100点

※ 審査員は、提案された内容を踏まえ、評価項目ごとに別紙評価表を用いて評価を行うものとする（評価における基本的な考え方は下表による）。

評価	評価点			
	満点：20	満点：15	満点：10	満点：5
極めて良い	20～17	15～13	10～9	5
良い	16～13	12～10	8～7	4
普通	12～9	9～7	6～5	3
やや劣る	8～5	6～4	4～3	2
劣る	4～1	3～1	2～1	1

※ ① 専門技術力、② 樹木診断に関する技術力・資格について ※事務局計算結果を報告
参加者から提出された業務実績を事務局にて次の算定式により点数化し、審査委員会へ報告する。

- ① リニューアル計画策定を確実に遂行するための同種業務の実績があるか。
- ② 樹木医登録者名簿に登録された技術者を配置しているか。

① 同種業務実績件数により計算					
件数	5件以上	4件	3件	2件	1件
点数	15	12	9	6	3
② 樹木医登録者名簿に登録された技術者数により計算					
件数	2人以上	1人			
点数	10	5			

※ ⑨ 見積額について ※事務局計算結果を報告

参加者から提出された提案見積額を事務局が次の算定式により点数化し、審査委員会へ報告する。（小数点第2位以下を切り捨てとする。）

$$\text{『 見積額評価点} = (\text{全体の最低提案額} \div \text{当該提案額}) \times 5 \text{ 』}$$

3 評価点の算出

各評価項目の評価点合計の多い順に各審査員がそれぞれ順位を決定し、審査員から第1位の順位を最も多く獲得した順に、参加者の総合順位を決定する。審査員から最も多く第1位の順位を

獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順を獲得したものを「次点者」として選定する。

審査の結果、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得したものから順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を候補者として選定する。

なお、参加資格者が1者の場合は、審査員全員の評価点の平均が、当該配点の合計の6割を超える（評価点（100点満点） @100点×0.6=60点）場合は候補者として選定する。

4 審査委員会の組織

審査委員会の委員は、安芸市東山森林公園リニューアル計画策定委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、委員5名をもって組織する。